

八戸市学校給食審議会委員公募実施要領

次のとおり、八戸市学校給食審議会の委員を公募します。

1 目的

当審議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 職務

当審議会は、学校給食の運営について審議する。

3 募集人員

当審議会の公募による委員の定数は、1人とする。

4 任期

任期は選任時（令和7年7月1日予定）から2年とする。

5 報酬

1回の出席に付き、8,800円（税込）の報酬を支給する。
ただし、交通費の支給はないものとする。

6 会議の開催

会議は、年2回程度、開催予定。

7 応募条件

原則として当市に住所を有し、学校給食に関し、知識、経験、関心等のある者。
ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 当市の他の審議会等の委員を3つ以上兼務している者
- (2) 当審議会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

8 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、持参、FAX又はEメールにより応募する。
その際、学校給食に関する意見・提案等を文章にまとめ学校教育課に提出する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 教育委員会学校教育課
Tel 43-9468 Fax 45-2141
Eメール gakkou@city.hachinohe.aomori.jp

9 募集期間

令和7年5月7日（水）から6月5日（木）まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）第69条第2項第1号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

(1) 提供の求めの方法

学校教育課において口頭により行う。

(2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

(3) 提供の方法

学校教育課において本人確認をした上で閲覧により行う。

(4) 提供できる期間

選考結果通知日から1月間とする。なお、当期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当審議会の公募以外の目的には使用しないものとする。

14 備考

公募以外の委員は、概ね学識経験者、学校長及び教育関係者等で構成する予定である。

15 その他

附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附 則

この取扱いは、令和7年3月27日から施行する。